○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

(趣旨)

第一条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例一二・追加、平三一条例九・一部改正)

(設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(平二四条例一二九・全改)

(報酬)

第三条　委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3　委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、第一項の報酬の額を超えることができない。

4　前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。

5　委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(平二四条例一二・追加、平二八条例九・令二条例八・一部改正)

(費用弁償)

第四条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3　前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(平二四条例一二・追加)

(支給方法)

第五条　委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(平二四条例一二・追加)

(委任)

第六条　この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭五七条例一二・一部改正、平二四条例一二・旧第二条繰下・一部改正)

附　則

―　略　―

別表第一(第二条関係)

(令二条例八一・一部改正)

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府障害者差別解消協議会 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第一項及び第三項に規定する事項並びに大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十八年大阪府条例第三号）第九条第一項に規定する事項、同条第五項第二号に掲げる事項、同条例第十二条第一項の規定による勧告の求め及び同条例第十三条第三項の意見の申述についての調査審議並びに同条例第九条第五項第一号に掲げるあっせんに関する事務 |
| （略） | （略） |

別表第二(第二条関係)

―　略　―